

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、福山地区消防組合管内における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

【解釈及び運用】

本条は、条例の目的を規定したものであり、火災の予防に関し、条例に規定すべき事項を定めることをもってその目的としている。

具体的には、法の規定に基づく事項とその他火災予防上必要な事項を定めることとしており、次のとおり各条に規定されている。

1 法の委任に基づく事項

（1）法第 9 条

ア 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び設備の管理の基準

イ 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

ウ 火の使用に関する制限その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項

（2）法第 9 条の 2 第 2 項

ア 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準

イ 住宅における火災予防の推進

（3）法第 9 条の 4

ア 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い（当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準

イ 指定可燃物の貯蔵及び取扱い（指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準

（4）法第 17 条第 2 項

消防用設備等の技術上の基準の付加

（5）法第 22 条第 4 項

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

2 その他火災予防上必要な事項

（1）避難及び防火の管理

（2）屋外催しに係る火災予防

（3）雑則